

第3章 一時保護業務の実施状況

1 一時保護

(1) 年度別一時保護所入所児童数

令和4(2022)年度の一時保護状況については、一時保護実人員は昨年度から約9.6%減少した。また、一日当たり平均保護人員は定員の約76.4%だった。一方で、一人当たりの平均保護日数については、昨年度と比較し約15.1%の大幅な増加となっている。なお、一時保護延人員は2年連続で増加しており、昨年度から約4.0%増加している。

一時保護児童数年度別比較

年度 区分	平30 (2018)	令元 (2019)	令2 (2020)	令3 (2021)	令4 (2022)
一時保護 実人員	247人(107)	240人(113)	219人(108)	187人(98)	169人(80)
一時保護 延人員	7,649人・日	7,594人・日	6,431人・日	6,698人・日	6,964人・日
一日平均 保護人員	21.0人	20.7人	17.6人	18.4人	19.1人
1人当たり 平均保護日数	31.0日	31.6日	29.4日	35.8日	41.2日

(注) () 内数字は女児数

(2) 月別一時保護所入所児童数

区分 月別	当月入所実人員(人)			延人員 (人・日)	一日平均 保護人員 (人)
	男	女	計		
4	19(9)	12(9)	31(18)	489	16.3
5	4	8	12	575	18.5
6	11	8	19	672	22.4
7	2	6	8	619	20.0
8	2	5	7	505	16.3
9	7	6	13	608	20.3
10	6	6	12	684	22.1
11	8	4	12	598	19.9
12	6	6	12	496	16.0
1	7	5	12	537	17.3
2	6	6	12	571	20.4
3	11	8	19	610	19.7
合計	89	80	169	6,964	19.1

(注) 当月入所実人員の4月()内は、前年度からの継続入所分を内数として記載

(3) 児童相談所別一時保護所入所児童数

児童相談所別一時保護児童数は、一時保護実人員で中央児童相談所が66人（前年69人）、県南児童相談所が53人（前年度70人）、県北児童相談所が50人（前年度48人）となっている。

区 分 児相別	一時保護実人員（人）			一時保護延人員（人・日）		
	男	女	計	男	女	計
中央児童相談所	32	34	66	1,548	1,003	2,551
県南児童相談所	27	26	53	1,356	1,361	2,717
県北児童相談所	30	20	50	1,009	687	1,696
合 計	89	80	169	3,913	3,051	6,964
構成比（％）	52.7	47.3	100.0	56.2	43.8	100.0

(4) 一時保護専用施設入退所状況

令和2(2020)年4月から、児童養護施設きずな内に、「一時保護専用施設」（定員6名）が開設された。

一時保護所同様、児童相談所から一時保護児を預かっているが、近隣の市町から保護した学齢児を原籍校に登校支援するなど、柔軟な支援を行っている。（委託一時保護人数の再掲）

区 分 児相別	保護人数		退所先			
	一時保護 実人員 （人）	一時保護 延人員 （人・日）	児 童 福 祉 施 設	里 親	帰 宅	その他 （保護先の変 更や次年度継 続保護等）
中央児童相談所	14	525	1	1	7	5
県南児童相談所	26	1,077	1	1	15	9
県北児童相談所	14	429	4	2	3	5
合 計	54	2,031	6	4	25	19

(5) 一時保護所入所状況(年度別・相談種別)

ア 養護

(単位：人)

年度別	年齢別				合 計
	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15～18歳	
平30 (2018)	29	62	42	33	166
令元 (2019)	25	68	61	42	196
令2 (2020)	34	61	32	24	151
令3 (2021)	26	44	30	39	139
令4 (2022)	25	41	32	14	112

イ 養護のうち主訴が虐待であったもの(再掲)

(単位：人)

年度別	年齢別				合 計
	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15～18歳	
平30 (2018)	18	39	26	22	105
令元 (2019)	20	59	48	27	154
令2 (2020)	20	46	24	15	105
令3 (2021)	16	32	20	32	100
令4 (2022)	17	30	26	10	83

ウ 非行

(単位：人)

年度別	年齢別				合 計
	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15～18歳	
平30 (2018)			28	30	58
令元 (2019)			17	16	33
令2 (2020)		1	20	15	36
令3 (2021)		1	12	13	26
令4 (2022)		2	18	15	35

エ 育成

(単位：人)

年度別	年齢別				合 計
	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15～18歳	
平30 (2018)		7	12	4	23
令元 (2019)			10	1	11
令2 (2020)		5	20	7	32
令3 (2021)		6	7	9	22
令4 (2022)		8	8	6	22

(6) 一時保護所退所状況(年度別・相談種別)

(単位：人)

		児童 養護施設	児童自立 支援施設	帰 宅	里親委託	そ の 他	翌年度 継続保護	計
平 30 (2018)	養 護	21	4	25	5	1	5	61
	虐 待	20	3	70	4	1	7	105
	障 害							
	非 行	8	5	36		7	2	58
	育 成	9	6	5	1	1	1	23
	そ の 他							
	計	58	18	136	10	10	15	247
令 元 (2019)	養 護	12	5	19	4		2	42
	虐 待	55	1	68	13	4	13	154
	障 害							
	非 行	3	4	17	2	5	2	33
	育 成	2	1	6	1		1	11
	そ の 他							
	計	72	11	110	20	9	18	240
令 2 (2020)	養 護	19		17	2	3	5	46
	虐 待	37	2	57	2	1	6	105
	障 害							
	非 行	6	5	19		4	2	36
	育 成	8	9	9	1	4	1	32
	そ の 他							
	計	70	16	102	5	12	14	219
令 3 (2021)	養 護	15	1	17	3	1	2	39
	虐 待	28	1	57	3	3	8	100
	障 害							
	非 行	3	2	15		2	4	26
	育 成	3	2	11	1	1	4	22
	そ の 他							
	計	49	6	100	7	7	18	187
令 4 (2022)	養 護	12	2	8	1	0	6	29
	虐 待	22	3	46	4	3	5	83
	障 害							
	非 行	4	8	13	4	3	3	35
	育 成	4	6	9	0	1	2	22
	そ の 他							
	計	42	19	76	9	7	16	169

2 委託一時保護

児童を一時保護する必要がある場合は、一時保護所を利用することを原則とするが、委託一時保護を行うことが適当と判断される場合には、当該児童を医療機関、児童福祉施設、里親その他適当な者に一時保護を委託している。

(栃木県総計)

(単位：人)

相談種別	施設	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児関係施設	その他施設	里親	その他	計	延日数(日)	翌年度継続保護
養護(虐待)		86	24		1	7		21	63	202	2,617	24
養護(その他)		34	22			2		11	22	91	6,861	15
障害									1	1	281	
非行		13						1	7	21	374	2
育成		3							5	8	242	2
その他								1		1	135	1
計		136	46		1	9		34	98	324	10,510	44
延日数		4,561	2,281		5	338		967	2,358	10,510		

(中央児童相談所)

(単位：人)

相談種別	施設	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児関係施設	その他施設	里親	その他	計	延日数(日)	翌年度継続保護
養護(虐待)		11	7					3	16	37	1,371	7
養護(その他)		15	12					4	9	40	1,471	9
障害												
非行		8						1	3	12	209	
育成												
その他								1		1	135	1
計		34	19					9	28	90	3,186	17
延日数		1,121	1,027					509	529	3,186		

(県南児童相談所)

(単位：人)

相談種別	施設	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児関係施設	その他施設	里親	その他	計	延日数(日)	翌年度継続保護
養護(虐待)		48	15		1	5		14	37	120	3,862	7
養護(その他)		10	6			2		3	10	31	721	1
障害									1	1	281	
非行		2							4	6	152	1
育成		3							4	7	228	2
その他												
計		63	21		1	7		17	56	165	5,244	11
延日数		2,077	1,006		5	220		295	1,641	5,244		

(県北児童相談所)

(単位：人)

相談種別	施設	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児関係施設	その他施設	里親	その他	計	延日数(日)	翌年度継続保護
養護(虐待)		27	2			2		4	10	45	1,528	10
養護(その他)		9	4					4	3	20	525	5
障害												
非行		3								3	13	1
育成									1	1	14	
その他												
計		39	6			2		8	14	69	2,080	16
延日数		1,363	248			118		163	188	2,080		